

# 第12回飯塚地区犯罪被害者に優しい まちづくり住民大会

犯罪被害者週間(11月25日から12月1日まで)の一環として、地域の方々が犯罪被害者等の心情を理解し、犯罪の被害者も加害者も出さない思いやり溢れるまちづくりを目指し、「第12回 飯塚地区犯罪被害者に優しいまちづくり住民大会」が開催されます。

日 時	11月26日(火) 14時～16時10分(13時半開場)
場 所	イヅカコスモスコモン 大ホール(飯塚市飯塚14番66号)
内 容	第1部 ●標語コンクール表彰式 ●福岡県犯罪被害者支援センター活動紹介 ●犯罪被害者に優しいまちづくり宣言(嘉穂高等学校) ●犯罪被害者遺族による講話 講師：大庭 茂彌 氏 題名：飲酒運転事故で娘を亡くした父として 第2部 ●福岡県警察音楽隊・カラーガード 《演奏・演技》

## 犯罪被害者週間とは

毎年「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日～12月1日)が「犯罪被害者週間」と定められています。

期間中の集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について、国民の理解を深めることを目的とするものです。



犯罪被害者等支援  
シンボルマーク  
「ギョットちゃん」

## 遺族や重傷病を負った人を対象に見舞金を支給します

飯塚市では、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的として、令和5年4月1日に『飯塚市犯罪被害者等支援条例』が施行されました。

本庁3階防災安全課に犯罪被害者等支援窓口を設置し、犯罪行為により不慮の死をとげた人の遺族や重傷病を負った人を対象に見舞金を支給しています。

- 遺族見舞金 30万円
- 傷病見舞金 10万円

※対象者、支給要件、申請の方法など、詳細はお問合せください。



問合せ 防災安全課 消防安全係 (☎内線 1332)